

第2期印南町子ども・子育て支援事業計画
「ときめく子どもたちの未来のために」

第1章 計画の背景と趣旨

第1章 計画の背景と趣旨

1. 計画策定の趣旨

急速な少子化の進展や保護者の就労環境の変化に伴い、乳幼児の保育・教育など、子どもを取り巻く環境は著しく変化しています。また、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育所等の待機児童などが深刻な問題となっています。

このような状況を背景に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、これら法律に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月から施行されました。

『子ども・子育て支援新制度』は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるよう、子育て家庭を社会全体で支援する環境づくりを目的として創設されました。

『子ども・子育て支援新制度』の3つの目的

- 1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

この新制度を施行するに当たり、子ども・子育て支援法では、すべての市町村に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定を義務づけています。

こうしたことから、印南町においても「次世代育成支援行動計画」にかわり、「子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定しました。これまでの経過と子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく基本理念を踏まえながら、「第2期印南町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

[子ども・子育て支援法の基本理念]

①〔第一義的責任を有する父母その他保護者と社会の役割の認識及び協力支援〕

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

②〔健やかに成長するための良質かつ適切な支援〕

子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

③〔地域の実情に応じた総合的かつ効率的な支援〕

子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

2. 計画の概要

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられ、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律を含めた子ども・子育て関連3法に基づく『子ども・子育て支援新制度』について、町として制度を計画的に運用していくためのものとして策定されます。

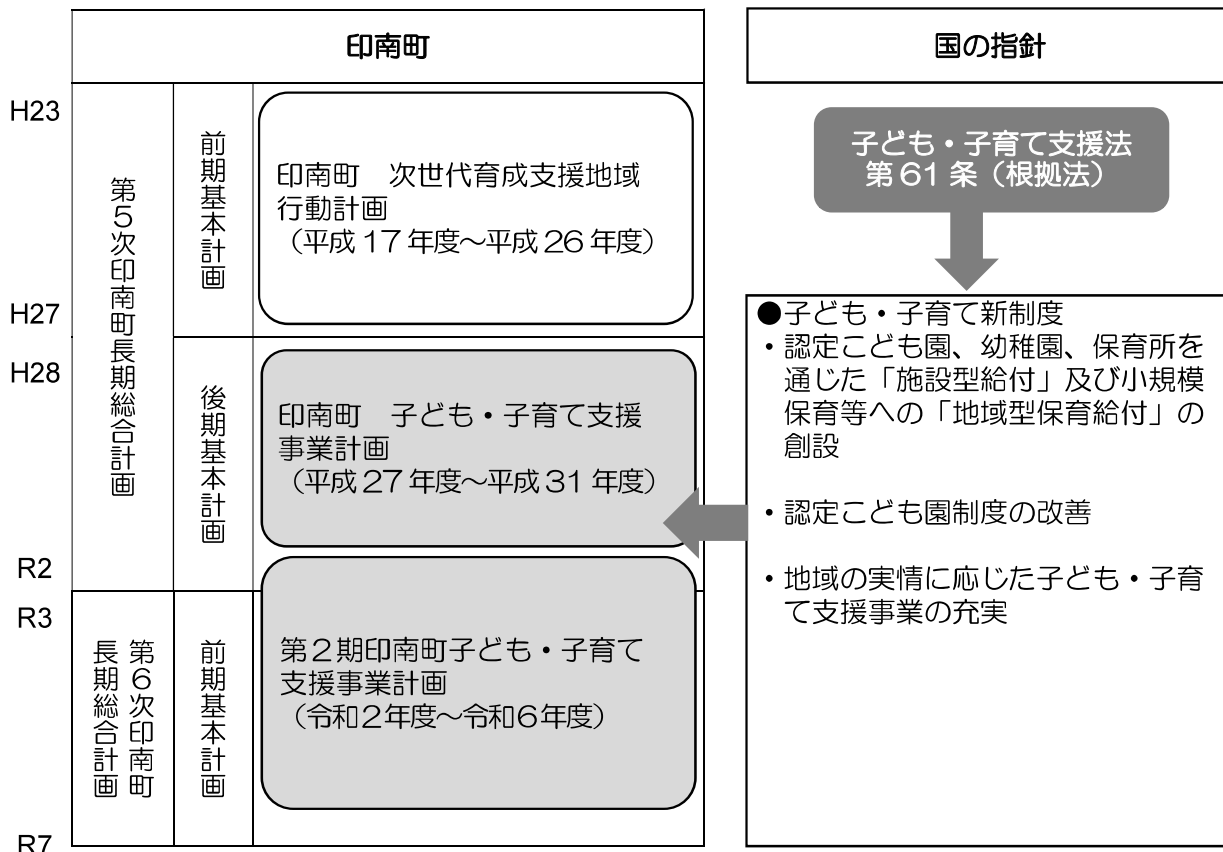
本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」、国の「母子保健計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条から第14条における地方公共団体が行う支援について、印南町の施策を盛り込むとともに、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性を示したものともなっています。

なお、本計画の策定に当たっては、町の総合計画をはじめ、上位・関連計画等との整合性を持つものとして定めています。

本計画の対象は、町内のすべての子どもとその家族、地域住民、事業主とし、『子ども』とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満を対象とし、子ども・子育て支援法に基づく各事業は、おおむね12歳の小学生までを対象としています。

3. 計画の位置づけ

○上位計画、関連法案との関係



4. 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、令和2年度から令和6年度までの5ヶ年とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

○計画期間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
本計画	→					
次期計画					●見直し及び策定	→